

令和7年度沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業実施業務

企画提案実施要領

1 趣旨

国際化の進展に伴い、広い視野をもち、異なる文化をもった人々とともに協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められており、沖縄県においては「沖縄21世紀ビジョン」の具現化の一つとして、「英語立県沖縄」を推進している。

沖縄市は「国際文化観光都市」を宣言して、中部地域を含む沖縄県の観光基地として、人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調としたまちづくりを目指しており、それを担う次代の人材育成に取り組んでいるところである。

そこで、中学生を対象に海外短期ホームステイ派遣事業を実施して、生徒の語学への興味関心や学びの意欲をさらに喚起し、異文化理解や国際理解を更に深めることを目的とする。

この実施要領は、当該事業の業務内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めるものとする。

※ 本プロポーザルは補正予算成立を前提とした予算可決前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。そのため、市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称：令和7年度沖縄市中学生海外短期ホームステイ派遣事業実施業務
- (2) 選定方法：事前提案書（プレゼンテーション）及びその他の提出書類に基づく審査
- (3) 実施期間：事業者選定の日 から 令和8年1月30日（金）まで
- (4) 業務内容：詳細は「仕様書」による。
- (5) 提案上限額：3,380,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※この金額は契約額等を示すものではない。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

(1) 単体企業として参加する場合

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
- ②県内に本店、支店又は営業所を有する者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされたものでないこと。
- ④参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から

受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑥公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑦国税、県税及び市税について未納がないこと。（証明書の提出を要します。）

（2）共同企業体（コンソーシアム）として参加する場合

- ①県内に本店又は支店、営業所が所在する者を代表者とする共同企業体であること。
- ②構成員が単体企業として参加する場合の②から⑦を全て満たしていること。
- ③参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書を参加表明書とともに提出すること。
- ④共同企業体の代表者の業務分担割合は全業務の過半を超える割合とすること。
- ⑤本業務の管理担当者は、共同企業体の代表者の組織に配置すること。

4 募集等における主なスケジュール

- （1）募集開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年9月2日（火）
- （2）質問書締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年9月8日（月）正午
- （3）参加申込書締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年9月16日（火）正午
- （4）企画提案書締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年9月22日（月）17：00
- （5）プレゼンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年10月6日（月）

※ 諸事情により、変更となる場合があります。

日程、時間につきましては、別途通知いたします。

- （6）契約・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年10月中旬予定

※諸事情により、変更となる場合があります。

日程、時間につきましては別途通知致します。

5 企画提案への参加申し込み

企画提案に参加を希望する方は、下記の参加申込書を提出期間内に提出すること。

- （1）提出物
参加申込書（様式1）・・・1部提出
- （2）提出方法
持参又は電子メールにより沖縄市教育委員会指導課に提出すること。
- （3）提出期間
令和7年9月16日（火）の正午まで

6 企画提案書の提出について

- （1）提出物
企画提案書（様式2～様式9）・・・8部提出（1部原本、7部コピー）

(2) 提出期間

令和7年9月22日(月)の17時00分までに提出すること。(土日祝祭日を除く。)
なお、郵送の場合も、上記日時までに必着とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により沖縄市教育委員会指導課に提出すること。郵送の場合は、書留
又は簡易書留により送付すること。

提出先 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26-1

沖縄市役所 教育委員会 指導部 指導課

(本庁7F) 電話：098-939-7976 (直通)

7 企画提案書の作成

(1) 提出する企画提案書類の規格はA4版両面とする。

(2) 仕様書の記載事項等を踏まえて、原則20頁以内とする。

(3) 企画提案書は、事前に選定委員に審査資料として配布する。

プレゼンテーションの説明資料として、仕様書を踏まえ下記①～⑤の項目について
提案書を作成し8部提出(1部原本、7部コピー)すること。

(原本については印刷用として片面での提出)

① 提案の基本的な考え方(海外短期ホームステイ派遣業務を実施するうえで、基
本的な考え方や本業務の趣旨理解等。)

② 安全性(緊急時の連絡・対応体制、派遣前の保険加入や安全管理のサポート、
派遣中の安全管理体制(日程に応じた対応や派遣生徒に対する対応)など)

③ 研修内容(事前・事後・派遣先での研修の中で外国・異文化の国の方とコミュ
ニケーションをとる実践の場などが提供されているか、外国文化への理解や日
本・沖縄の文化や歴史を紹介する等の場が提供されているか、内容が目的に沿
っているか等)

④ 全体スケジュール(事前・事後・派遣先でのスケジュールを具体的かつ詳細に
記載すること。)

⑤ 独自提案

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年9月2日(火)から令和7年9月8日(月)正午まで

(2) 提出方法

電子メール(締切日時内必着とする。)にて質問書(様式10)を提出すること。

電子メール：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

※送信の旨、電話連絡をすること。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は令和7年9月11日(木)までに市公式HPにて公表する。

※電話、口頭による照会対応は行わない。

9 選定方法

(1) 審査方法

審査は、非公開とする。

沖縄市で構成する委託候補者選定委員会を設置し、各委員が各提案内容を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づき、委託候補者を決定する。ただし、最優秀者の合計点数が60%に満たない場合には、委託候補者を選定しないことができる。

(2) プレゼンテーション開催日時

令和7年10月6日(月)に予定

① 日時、順番、場所、時間及び時間配分等については別途電子メールにて通知する。

② 企画提案書の内容に基づいて説明すること。

③ 実際の業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(3) 提案説明時間 15分

(4) 提案に対する質疑 15分程度

(5) 審査項目

① 業務経歴・実績

② 費用見積

③ 業務実施体制（責任者、現場担当者の配置等）

④ 事業趣旨理解

⑤ 安全性（緊急時の連絡・対応体制等）

⑥ 研修内容（事前・事後・派遣先での研修内容が目的に沿っているか等）

⑦ 実施スケジュール（スケジュール案の具体性等）

⑧ 独自提案（事業成果を高めるための実施手法の提案等）

(6) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。

ただし、審査結果に対しての異議の申し立ては受け付けない。

また、電話等による個別審査結果についての問合せには応じないものとする。

10 契約に関する事項

(1) 契約候補者としての特定

沖縄市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る契約候補者として特定するとともに、見積書を徴し業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定するものとする。

① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき

② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき

③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

④ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき
- (2) 業務委託契約金額
業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る提案上限額の範囲内とする。
- (3) 業務委託の仕様及び実施条件
- ① 本業務委託の仕様については、委託候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市において定める。
- ② 委託候補者に対し業務委託の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 企画提案書に記載した配置予定主任担当者は、特別の理由により沖縄市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (4) 契約内容等
本業務委託の契約は、沖縄市契約規則によるものとする。
(再委託について)
また、受託者は、一括して本業務を第三者に再委託することはできない。
業務の一部再委託は、市が必要と判断する場合に限り認めるものとする。
(契約保証金)
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。
ただし、契約規則第37条の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (5) 不可抗力
天災地変、感染症拡大、その他不測の事態の発生等、双方の責に帰することができない事由により、契約の全部または一部が遅滞または履行できない場合は、その対応について双方で協議する。
- (6) 契約時における追加提出書類
- ① 納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）
- ② 履歴事項全部証明書
- ③ 法人、団体等の定款又は設立趣意書
- ④ その他市長が必要と認める書類

1 1 留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本実施要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格であると認めた場合。
- (2) 提出書類の変更
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字

等の軽微なものを除く。) なお、提出書類は返却しないものとする。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する全ての費用等は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 参加者は、プロポーザル企画提案書の提出をもって、プロポーザルに係る事項（参加者要件等）の記載内容に同意したものとする。
- ② 審査に関する異議申し立ては、一切受け付けない。
- ③ プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションに電子機器使用の場合、企画提案書提出時に事務局に申出ること。

1 2 事務局

事務局は、教育委員会指導部指導課に置く。

電話：098-939-7976（直通） メールアドレス： kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp